

兵庫県公報

平成19年9月21日 金曜日 第1912号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	2
○水防法の規定に基づく浸水想定区域の指定（河川整備課）	2
○公有水面埋立工事のしゅん功認可（港湾課）	4
○道路の指定（建築指導課）	5
公 告	
○特約業者の指定（税務課）	5
○産業集積促進地区の指定（企業立地課）	5

告 示

兵庫県告示第960号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年9月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 八幡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	福 永 和 夫	姫路市船津町2176番地

2 市西土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	天 羽 龍 文	南あわじ市市福永631番地2
同	喜 田 裕 夫	同 市市福永693番地
同	仲 田 勉	同 市市福永567番地
同	喜 田 正	同 市市福永641番地
同	仲 河 英 也	同 市市新375番地2
同	仲 河 実 昭	同 市市新410番地
同	仲 野 良 昭	同 市市新380番地1
同	神 木 秀 夫	同 市市新348番地
同	豊 田 恵	同 市市三条732番地3
同	引 田 博	同 市市三条590番地2
同	山 田 英 雄	同 市市三条601番地
同	橋 本 宗 男	同 市市三条756番地
同	山 口 悟	同 市市市215番地2
同	豊 原 茂	同 市志知中島106番地
同	松 下 泰 弘	同 市志知中島234番地1
同	神 代 充 広	同 市志知中島286番地

同	溝口保夫	同	市志知難波327番地
監事	福永紘一	同	市市三条659番地
同	榎本芳史	同	市志知中島697番地
同	松下良卓	同	市志知難波321番地1
就任役員			
役員区分	氏名	住所	
理事	天羽龍文	南あわじ市市福永631番地2	
同	喜田裕夫	市市福永693番地	
同	仲田勉	市市福永567番地	
同	喜田正	市市福永641番地	
同	神木房一	市市新342番地2	
同	仲野重光	市市新399番地	
同	前川久光	市市新370番地	
同	向江正富	市市新268番地	
同	豊田恵博	市市三条732番地3	
同	引田博孝	市市三条590番地2	
同	島田宗男	市市三条598番地	
同	橋本宗男	市市三条756番地	
同	山口悟	市市市215番地2	
同	榎本繁秋	市志知中島266番地	
同	松下泰弘	市志知中島234番地1	
同	神代充広	市志知中島286番地	
同	溝口保夫	市志知難波327番地	
監事	福永紘一	市市三条659番地	
同	榎本芳史	市志知中島697番地	
同	松下良卓	市志知難波321番地1	

兵庫県告示第961号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年9月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西宮市塩瀬町名塩字土林上5010の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課並びに阪神南県民局地域振興部及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第962号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年9月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定区域

水系名	河川名	区 間	
		上 流 端	下 流 端
揖保川水系	林田川	左岸 姫路市安富町皆河字下タ谷 856番25地先 安富ダム堰堤下流端 右岸 同 市同 町皆河字長畑 549番27地先 安富ダム堰堤下流端	姫路市とたつの市の市界
円山川水系	円山川	神子畑川合流点	養父市と豊岡市の市界
	大屋川	養父市大屋町横行下村橋下流	円山川合流点
	八木川	養父市奈良尾 奈良尾大橋下流	円山川合流点
	建屋川	左岸 養父市長野字唐川1180番の 2地先 右岸 同 市長野字唐川1192番地 先	大屋川合流点
市川水系	市川	左岸 神崎郡神河町栗字小林90番 地先 JR播但線橋梁下流端 右岸 同 郡同 町栗字下ノ野 116番3地先 JR播但線橋梁下流端	福崎町と姫路市の市町界
	越知川	左岸 神崎郡神河町新田字火打野 278番1地先 町道火打野橋 右岸 同 郡同 町新田字火打野 327番2地先 町道火打野橋	市川合流点
大津茂川水系	大津茂川	左岸 姫路市林田町大堤字古林 586番地先 県道片山橋下流端（揖保郡 太子町を除く） 右岸 同 市同 町大堤字古林 596番2地先 県道片山橋下流端（揖保郡 太子町を除く）	海に至る

夢前川水系	夢前川	左岸 姫路市夢前町新庄字大道東 1234番13地先 市道山ノ下橋下流端 右岸 同 市同 町新庄字寄元 1138番1地先 市道山ノ下橋下流端	海に至る
	菅生川	左岸 姫路市夢前町蒔野字前田 2143番2地先 市道前田橋下流端 右岸 同 市同 町蒔野字文殿 2072番1地先 市道前田橋下流端	夢前川合流点
天川水系	天 川	左岸 姫路市飾東町小原字辻ノ内 149番7地先 市道新川橋下流端 右岸 同 市同 町小原字中垣内 445番2地先 市道新川橋下流端	姫路市と高砂市の市界

2 縦覧場所

河 川 名	縦 覧 場 所	
林田川、市川、越知川、大津茂川、 夢前川、菅生川、天川	県土整備部土木局河川整備課	中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所
円山川、大屋川、八木川、建屋川		但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所

兵庫県告示第 963 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり東播磨港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成19年 9月21日

東播磨港港湾管理者
兵庫県
代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 しゅん功認可年月日
平成19年 7月25日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 井 戸 敏 三
- 3 埋立区域の位置及び面積
明石市二見町西二見1008番から1113番に至る間の土地に接する道路前面の国有海浜地の地先
4,615.25平方メートル
- 4 免許年月日及び番号

平成14年 6月20日

兵庫県指令東播（加土）許第7003号の 8

- 5 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定による市町名
明石市

兵庫県告示第 964 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり道路の指定をした。
なお、その関係図書は、平成19年 9月21日から西播磨県民局県土整備部建築第 2 課において縦覧に供する。
平成19年 9月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19西播位置 0003号	19. 9. 7	たつの市龍野町堂本字防垣内394番 2、394番11、	4.60	30.21
		394番17の一部	5.00	19.78

公 告

特約業者の指定

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第161条の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり特約業者を指定した。

平成19年 9月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
株式会社安志石油	姫路市安富町安志1049の 1	平成19年 9月 1 日

産業集積促進地区の指定

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり拠点地区に指定したので、同条第 4 項の規定により公表する。

平成19年 9月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 拠点地区の種別

産業集積促進地区

2(1)ア 指定の申出をした市町長

養父市長

- イ 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積

養父市大藪産業集積促進地区

養父市大藪の一部 約7.4ヘクタール

(2)ア 指定の申出をした市町長

丹波市長

- イ 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積

青垣工業団地産業集積促進地区

丹波市青垣町口塩久及び沢野の一部 約11.0ヘクタール

(3)ア 指定の申出をした市町長

丹波市長

- イ 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積

山南工業団地産業集積促進地区

丹波市山南町岩屋の一部 ほか 約28.3ヘクタール

(4)ア 指定の申出をした市町長

新温泉町長

イ 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積

新温泉町福富産業集積促進地区

新温泉町福富の一部 ほか 約5.2ヘクタール

3 指定日

平成19年9月21日